

## 第33回 太平洋広域漁業調整委員会

### 議 事 次 第

日 時：令和2年12月2日（水） 15：30～

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

#### 1 開 会

#### 2 挨 拶

#### 3 議 題

（1）広域魚種の資源管理について

1 部会における取組

2 マサバ太平洋系群

（2）伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について

（3）太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について

（4）その他

① 改正漁業法の施行について

② 令和3年度資源管理関係予算について

#### 4 閉 会

# 太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第5期）：2018年3月13日～2022年3月12日

都道県互選委員（第5期）：2017年10月1日～2021年9月30日

区分	氏名	現職	
都道県互選	北海道 川崎 一好	釧路十勝海区漁業調整委員会会長	
	青森県 竹林 雅史	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 大井 誠治	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 畠山 喜勝	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 松野 豊喜	福島海区漁業調整委員会委員	
	茨城県 大川 雅登	茨城海区漁業調整委員会会長	
	千葉県 塩野 健	千葉海区漁業調整委員会会長	
	東京都 有元 貴文	東京海区漁業調整委員会会長	
	神奈川県 宮川 均	神奈川海区漁業調整委員会副会長	
	静岡県 鈴木 精	静岡海区漁業調整委員会副会長	
	愛知県 船越 茂雄■	愛知海区漁業調整委員会委員	
	三重県 掛橋 武	三重海区漁業調整委員会会長	
	和歌山県 木下 吉雄	和歌山海区漁業調整委員会委員	
	徳島県 中野 憲次	徳島海区漁業調整委員会委員	
	高知県 木下 清	高知海区漁業調整委員会会長	
	愛媛県 佐々木 護	愛媛海区漁業調整委員会会長	
	大分県 小野 眞一	大分海区漁業調整委員会副会長	
宮崎県 中島 耕成	宮崎県海区漁業調整委員会委員		
大臣選任	漁業者代表	福島 全良	株式会社福島漁業 代表取締役社長
		鈴木 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		清水 三千春	清洋水産株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		金澤 俊明	岩手県底曳網漁業協会 会長理事
		中田 勝淑	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣	全国かじき等流し網漁業協議会 会長
	学識経験	関 いずみ▲	学校法人東海大学 海洋学部 教授
		北門 利英	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況  
(令和2年12月現在)

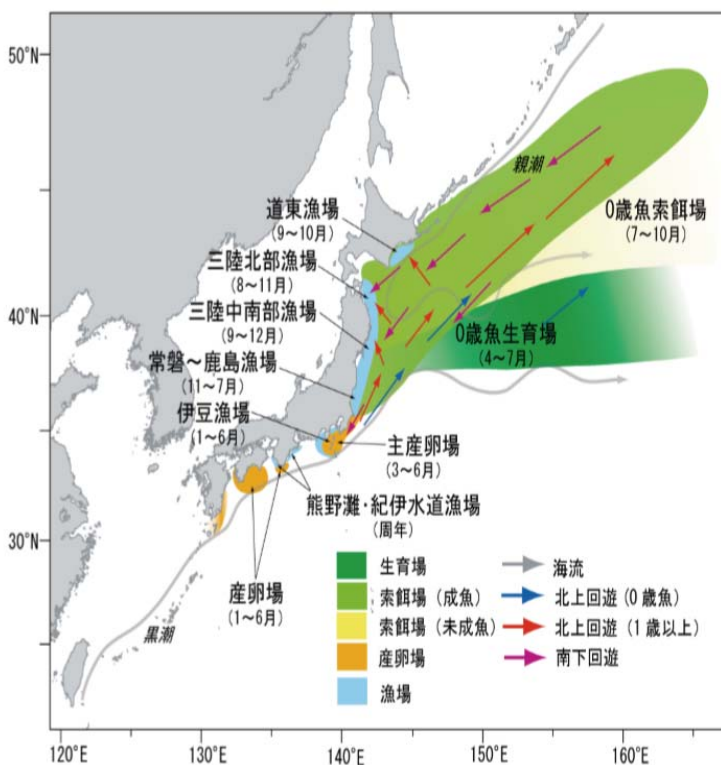
1	スケトウダラ日本海北部系群	関係する委員会等 日本海・九州西委 日本海北部会
2	マダラ	太平洋委 北部会
3	太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会
4	マサバ太平洋系群	太平洋委
5	太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会
6	伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種	太平洋委 南部会
7	伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会
8	サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委
9	カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）	瀬戸内委
10	周防灘小型機船底びき網漁業対象種 (カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)	瀬戸内委
11	日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会
12	日本海沖合ベニズワイガニ	日本海・九州西委
13	日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ	日本海・九州西委
14	日本海西部アカガレイ、ズワイガニ	日本海・九州西委 日本海西部会
15	有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会
16	九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会
17	南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会
18	太平洋クロマグロ	日本海・九州西委 太平洋委、瀬戸内委



# マサバ太平洋系群 令和元年度資源評価結果

1

## マサバ太平洋系群 生物学的特性

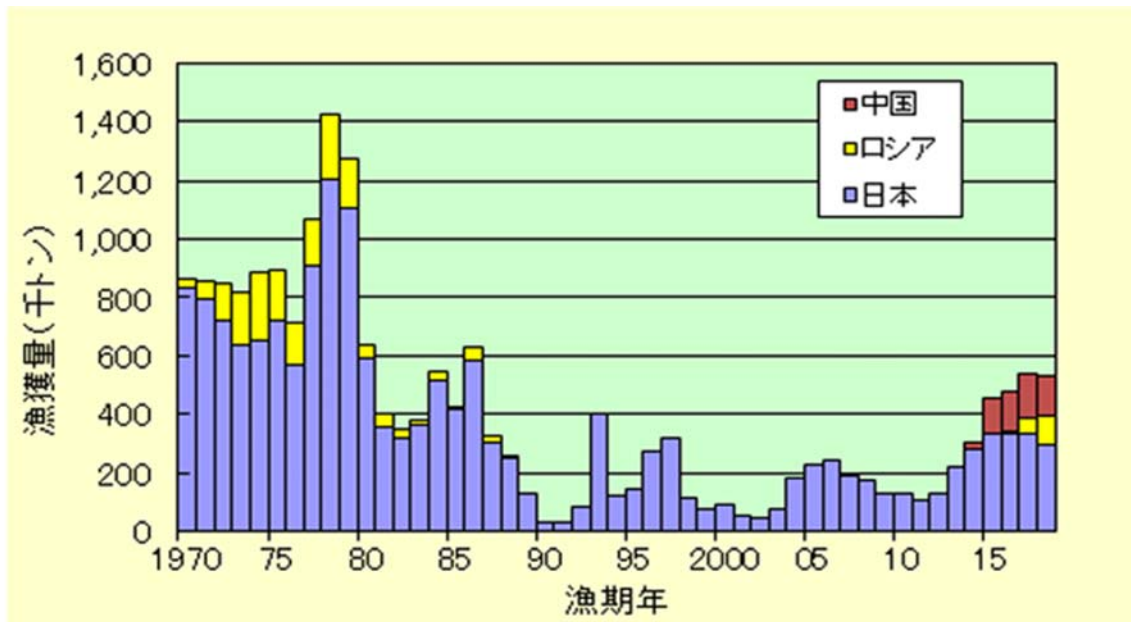


### 生物学的特性

- 寿命：7～8歳（最高11歳）
- 成熟開始年齢：1970～1975年、2015～2017年は2歳（20%）、1976～1986年は2歳（30%）、2005～2014年は2歳（50%）など、年により異なる
- 産卵期・産卵場：1～6月、主に伊豆諸島周辺海域（3～6月）、他に足摺岬、室戸岬周辺や紀南などの太平洋南部沿岸域や東北海域
- 食性：稚魚は動物プランクトン、幼魚以降はカタクチイワシなどの魚類やオキアミ類などの甲殻類、サルバ類など
- 捕食者：サメ類などの大型魚類、ミンククジラ

2

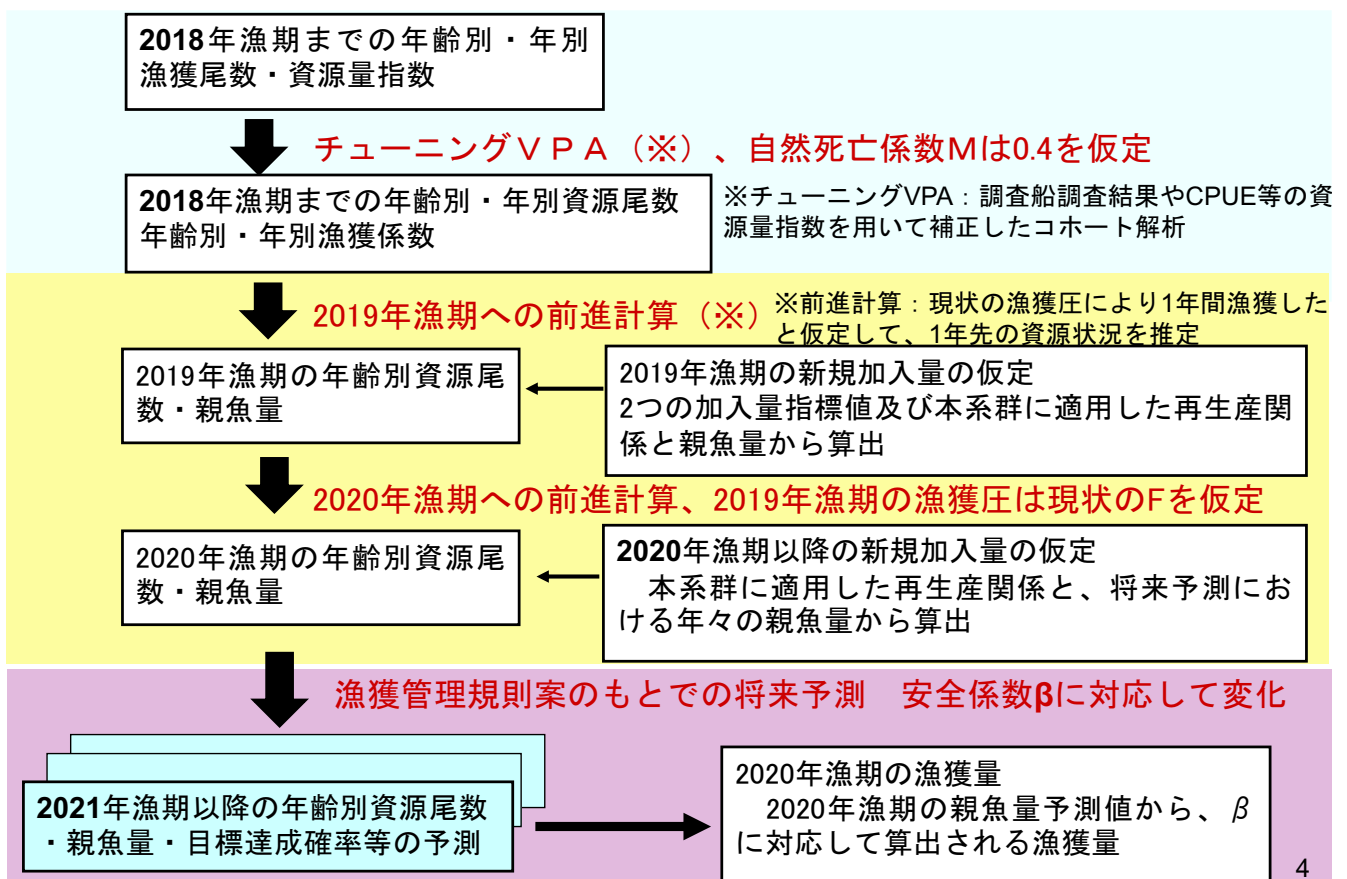
# 漁獲の動向



- 1990、1991年漁期に3万トン程度まで落ち込むが、2013年漁期以降増加
- 2018年漁期の我が国漁獲量: 29.8万トン

3

# 資源評価の流れ

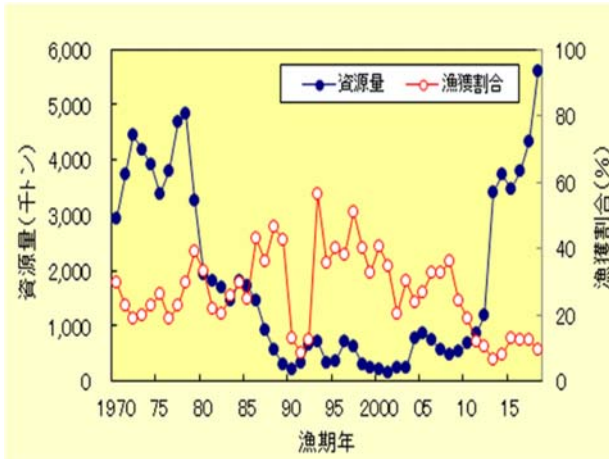


5

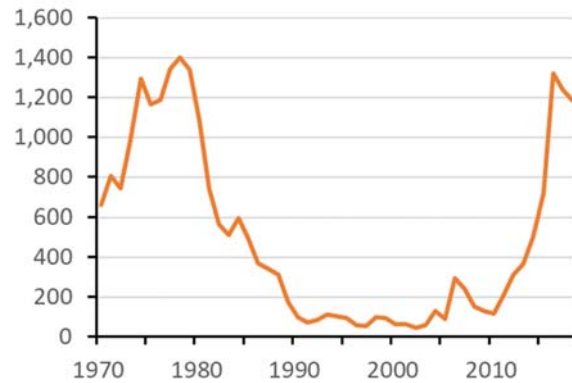
4

# 資源の動向

資源量と漁獲割合



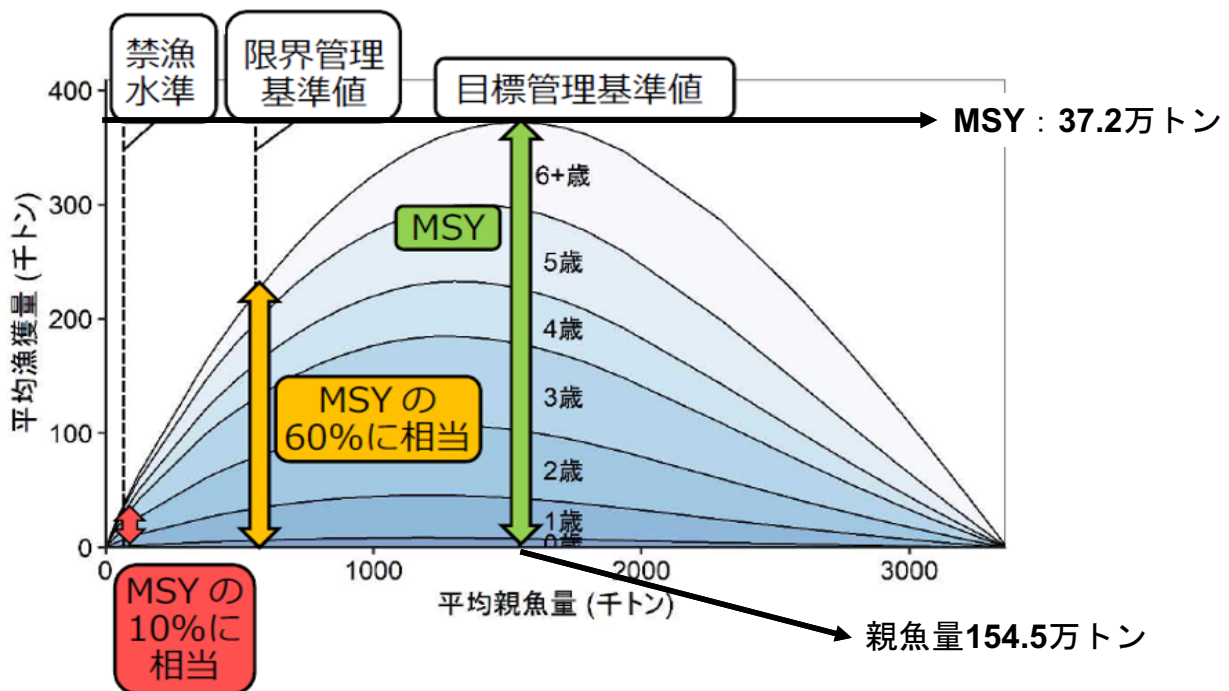
親魚量 (千トン)



- 資源量： 2013年漁期は341万トンとなり、その後もさらに増加  
2018年漁期は560万トン
- 親魚量の動向は「増加」

5

# マサバ太平洋系群のMSY

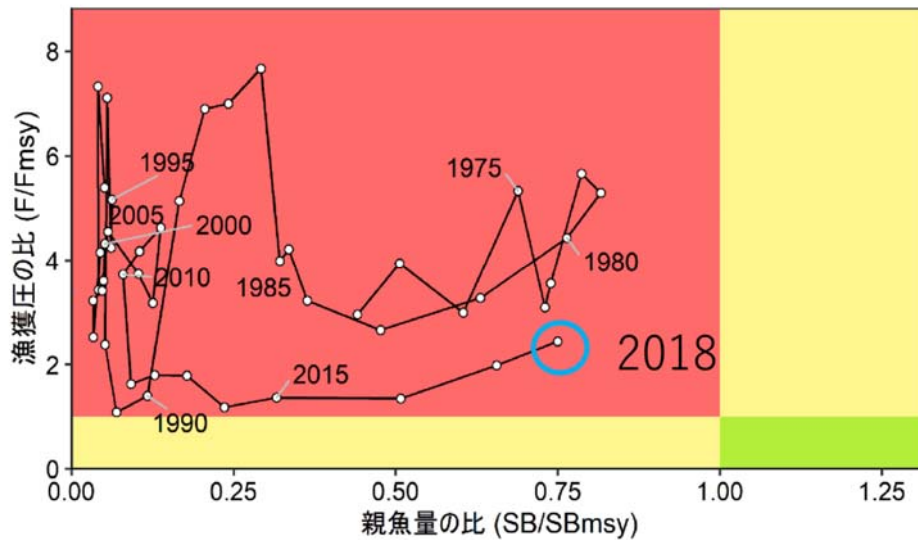


- 最大持続生産量 (MSY) : 37.2万トン
- MSYを実現する親魚量 (SBmsy、目標管理基準値) : 154.5万トン

6

6

# マサバ太平洋系群の神戸プロット(チャート)



※神戸プロット：資源水準と漁獲圧力について、最大持続生産量を達成する水準と比較した形で過去から現在までの推移を表示したもの

- 現状の親魚量：MSYを実現する親魚量を下回っている。
- 現状の漁獲圧：MSYを実現する漁獲圧を上回っている。

7

# 将来の親魚量及び漁獲量の推移

将来の親魚量の平均値

2030年漁期に親魚量が154.5万トンを上回る確率

$\beta$	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
1	1,472	1,984	3,032	2,761	2,581	2,231	1,977	1,870	1,829	1,807	1,784	1,768	47%
0.9	1,472	1,984	3,037	2,844	2,691	2,351	2,087	1,973	1,927	1,904	1,884	1,871	52%
0.8	1,472	1,984	3,114	2,929	2,807	2,479	2,208	2,086	2,034	2,010	1,991	1,981	56%
0.7	1,472	1,984	3,156	3,017	2,929	2,617	2,341	2,210	2,153	2,126	2,108	2,100	61%

単位：千トン

将来の漁獲量の平均値

$\beta$	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1	794	523	633	566	625	540	478	453	440	433	428	425
0.9	794	474	582	529	592	516	457	433	421	414	410	408
0.8	794	424	529	488	554	488	434	410	398	392	389	387
0.7	794	374	473	444	512	456	406	383	372	366	363	362

単位：千トン

- 親魚量が目標管理基準値以上となるような漁獲シナリオで将来予測を実施

8

## マサバ太平洋系群の広域資源管理

### 1 資源の現状（令和元年度資源評価より）

本系群の資源量は、1970年代には300万トン以上であったが、1980～1990年代に減少し、2001年漁期には15万トンまで落ち込んだ。その後、2004年漁期の高い加入量と漁獲圧低下により増加し、2013年漁期の極めて高い加入量により2013年漁期は341万トンとなり、その後もさらに増加し2018年漁期は560万トンであった。

2018年の親魚量は119万トンであり、最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SB<sub>msy</sub>）は154万トンで、2018年漁期親魚量（SB2018）はこれを下回っている。2018年漁期の漁獲圧（F）はMSYを実現する漁獲圧（F<sub>msy</sub>）を上回っている。親魚量の動向は近年5年間（2014～2018年漁期）の推移から増加と判断される。

### 2 関係漁業種類

- (1) 大臣管理漁業 大中型まき網漁業
- (2) 知事管理漁業等

県名	対象漁業種類
千葉県	火光利用サバ漁業（サバたもすくい） 敷網漁業（サバ棒受網） 中型まき網漁業 定置網漁業
神奈川県	（サバ釣り漁業）※1 （サバたもすくい漁業）※2 定置網漁業
静岡県	サバすくい漁業 棒受網漁業 中型まき網漁業 定置網漁業

※1 同県内では自由漁業      ※2 他都県の許可漁業

### 3 資源管理の方向性

まさば太平洋系群について、高水準で資源を持続的に利用するためには、安定的な再生産（新規加入）の維持に必要な親魚量45万トン以上の確保が必要とされている。2018年の親魚量は119万トンであり、この水準（45万トン）を上回っていることから、今後の加入動向に十分留意しつつ、引き続き資源を維持若しくは増大することを基本方向として、公的規制のほか、資源管理計画等に基づき自主的管理を行う。

### 4 関係者による連携

行政・研究担当者会議及び漁業者協議会を通じて、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。



## マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況

### 1 大中型まき網漁業の取組状況

(1) 資源管理計画における自主的管理措置  
毎月5日以上 of 休漁を実施している。

(2) その他に取り組む資源管理措置  
北部太平洋海区資源管理計画管理委員会が定めた「マサバ太平洋系群管理方策」に基づき、マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に臨時休漁等を実施している。

(臨時休漁実績)

年度	休漁日数	休漁統日数 (a)	操業統日数 (b)	削減率 (a/(a+b))
2006漁期(7-6月)	24日	755 統日	1,898統日	28%
2007漁期(7-6月)	31日	883 統日	2,289統日	28%
2008漁期(7-6月)	33日	933 統日	1,964統日	32%
2009漁期(7-6月)	31日	970 統日	1,611統日	38%
2010漁期(7-6月)	26日	843 統日	1,291統日	40%
2011漁期(7-6月)	25日	743 統日	1,474統日	34%
2012漁期(7-6月)	10日	217 統日	1,742統日	11%
2013漁期(7-6月)	22日	583 統日	2,262統日	20%
2014漁期(7-6月)	32日	791 統日	2,116統日	27%
2015漁期(7-6月)	58日	1,425 統日	2,470統日	37%
2016漁期(7-6月)	71日	1,517 統日	2,315統日	40%
2017漁期(7-6月)	69日	795 統日	2,032統日	28%
2018漁期(7-6月)	27日	811 統日	2,325統日	26%
2019漁期(7-6月)	30日	868 統日	2,104統日	29%

2 各県関係漁業（中型まき網漁業、サバたもすくい網漁業等）の自主的管理措置とその取組状況

対象漁業種類	都県名	管理措置	内 容 等
火光利用サバ漁業 （サバたもすくい） 及び敷網漁業（サバ 棒受網）	千 葉	休漁	毎週金曜日
サバ釣り漁業	神奈川 <small>（みうら漁協）</small>	休漁日の設定	6～8月 毎週土 9～5月 毎週土及び毎月 第2・第4火曜
	<small>（横浜市漁協）</small>	操業時間規制	5～9月 投錨5時30分、 操業終了15時 10～4月 投錨6時、 操業終了15時
	<small>（横浜市漁協）</small>	休漁日の設定	毎週火・土
	<small>（横浜市漁協）</small>	操業時間規制	4～9月 5時から16時 （出港時から帰港時） 10～3月 5時30分から16時 （出港時から帰港時）
サバたもすくい	神奈川	休漁日の設定	毎週金曜日
サバスくい網漁業及 び棒受網漁業	静 岡	操業日数制限	1ヶ月間の操業日数 20日間 以内
中型まき網漁業	静 岡 <small>（根拠地：伊豆東岸）</small>	休漁	連続した14日間の係船休漁 （6月、11月～翌年5月）及 び月3日の定期休漁
	<small>（根拠地：駿河湾内）</small>		月4日の定期休漁

# 伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する 広域漁業調整委員会指示について

## 1. 資源管理の概要

伊勢湾・三河湾は、東北海域、瀬戸内海とともに日本におけるイカナゴの主要漁場の一つであり、愛知県、三重県の主に船びき網漁業で漁獲され、煮干加工用、養殖餌料用として利用されているが、これまで年間の漁獲量は極めて大きく変動してきた。

これまで、漁獲物の安定供給及び漁家経営の安定化を目的に、資源回復計画（平成18年度～平成23年度）から引き続いて、資源管理計画に基づく下記2の取組を行ってきた。

なお、平成28年以降は、自主的管理措置による禁漁により、漁獲は行われていない。

## 2. 資源管理の取組内容

### （1）終漁時残存資源尾数の確保

当歳魚の残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる日を操業禁止の開始日として設定。

### （2）保護区の設定

親魚保護のための保護区を設定。

### （3）保護育成期間の設定（保護休漁）

市場価値の低い漁獲サイズ期に一定の保護育成期間を設定。

## 3. 広域漁業調整委員会指示の概要

上記2（1）「終漁時残存資源尾数の確保」の取組に関し、両県の漁業者による協議にて終漁日を設定しているが、法的担保措置を継続することで、これまでの資源管理の取組を確実なものとする。このため、漁業法第二百一条に基づく広域漁業調整委員会指示を行う。

- ① 委員会会長は、必要に応じ、イカナゴの残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる日を定める。
- ② 委員会会長は、①の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から11月30日までの間、イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止する旨、関係漁業者に通知する。
- ③ 関係漁業者は、上記②の通知により、イカナゴの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、当該操業を行わない。

（注：平成28年以降、自主的管理措置による禁漁が行われてきたため、本委員会指示に基づく「会長が定める日」は定めていない。）

太平洋広域漁業調整委員会指示第三十六号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、愛知県及び三重県の海面におけるいかなご漁業について、次のとおり指示する。

令和二年十二月二日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関 はずみ

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「いかなご漁業」 愛知県漁業調整規則（令和二年愛知県規則第七十一号）第四条第一項第二号に規定する漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船びき網漁業並びに三重県漁業調整規則（令和二年三重県規則第六十七号）第五条第一項第二号に規定する漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業、親いかなご船びき網漁業及びばっち網漁業
- (2) 「いかなご残存資源尾数」 愛知県及び三重県の海面におけるいかなごの当歳魚の尾数

2 操業期間の制限

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）は、必要に応じて、いかなご残存資源尾数が二十億尾を下回ると認められる日を定める。
- (2) 委員会会長は、(1)の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から十一月三十日までの間、いかなごの採捕を目的とした操業を禁止する旨、いかなご漁業を営む者に通知する。
- (3) いかなご漁業を営む者は、(2)の通知により、いかなごの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、いかなごの採捕を目的とした操業を行ってはならない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年一月一日から令和三年十二月三十一日までとする。

## 太平洋クロマグロに関する委員会指示について

### 1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成 24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、
- ② 平成 25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 1.8 万隻(令和2年 12 月現在))、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で4回目の更新)している。現行の承認期間は令和2年3月31日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針」及び「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」についても新たに制定する。

### 2. 新しい委員会指示の概要

これまでと同様に「過去5年間の実績者」を承認対象とすることにより、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進することとする。

#### (1) 承認条件について

次に掲げる条件を満たすことを承認条件とする。

##### ① 過去5年間に1kg以上の漁獲実績を有すること

- ・ 平成 28 年 1 月 1 日から令和2年 12 月 31 日までの間に1kg以上の漁獲実績を有すること。
- ・ ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

##### ② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

- ・ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

#### (2) 承認期間について

令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に 3 ヶ月の期間を加えて設定する。

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第三十七号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和二年十二月二日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関 いずみ

太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

### 1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋
  - (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
    - イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
    - ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
    - ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
    - ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業
- ホ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業
- (イ) 小型定置漁業
  - (ロ) 小型定置網漁業
  - (ハ) 底建網漁業
  - (ニ) 別表1の上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業
- ヘ 法第二百一十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

### 2 操業の禁止

令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による太平洋広域漁

業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

### 3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和二年十二月三十一日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第二十九号の3の(1)又は4の(4)若しくは(5)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和三年二月十二日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 平成二十八年一月一日から令和二年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2) 令和三年二月十二日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わつて、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

### 4 承認証の交付と変更等

(1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)、(4)若しくは(5)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。

(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員

- 会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) 委員会は、この指示の有効期間中に、太平洋洋において沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者（以下(5)において「当該者」という。）が現被承認者から地位を承継することのできない場合は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げるイからハまでの条件を満たす旨の意見書の提出がある場合であつて、かつ、我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないときに限り、承認することができる。
- イ 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること。
- ロ 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がないこと。
- ハ 当該都道府県における現被承認者の数に当該者の数を加算しても、平成三十年四月三十日時点の当該都道府県における旧被承認者の数を超過しないこと。
- (6) (4)及び(5)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、(4)の規定による申請の場合にあつては現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届及び原簿謄本を、(5)の規定による申請の場合にあつては原簿謄本を、それぞれ添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (7) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。



- (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。
- (2) 3の(3)並びに4の(3)、(6)及び(7)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

#### 6 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。
  - イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載(4の變更に該当する場合は除く。)されていることが明らかになった場合
  - ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

#### 7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年一月一日から令和五年三月三十一日までとする。

#### 8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表1

都道県名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ縄漁業

別表2

都道県名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業
宮崎県	浮魚礁利用漁業

# 太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)

令和2年 12 月2日

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

## 1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。  
\*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

## 2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐる漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2)裏付命令を受けた者及び当委員会の承認を取り消された者から、新たに承認申請(承継)があった場合、裏付け命令を申請した日及び承認を取り

消された日から1年間は、承認を行わない。ただし、裏付命令を受け承認も取り消された場合はいずれか早い方を起算開始日とする。

- (3) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

### **3. 処分する場合の手続き**

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

太平洋広域漁業調整委員会指示第37号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

令和2年12月2日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第37号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
  - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合
  - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和3年2月12日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、第6管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、第6管理期間中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

ア、委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ、委員会指示の4の(5)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の4の(5)の「我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないとき」とは、委員会指示の4の(5)の規定による我が国全体の承認数が400を超えていないときのことをいう。複数の都道府県の水産主務課長から同時に意見書の提出があった場合であって、当該意見書に係る申請を全て承認した場合には当該承認数が400を超えるときには、現被承認者の数が平成30年4月30日時点の被承認者の数に占める割合が低い都道府県からの意見書に係る申請から順に承認することとする。
- ② ①の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ②の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

### 3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(3)並びに4の(3)、(6)及び(7)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所
青森県	(〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-15)
岩手県	

宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁 (〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1)
東京都	
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
高知県	
和歌山県	
徳島県	
愛媛県	
大分県	

#### 4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
  - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
  - ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

#### 5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるも

のとする。

- ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
  - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 くらまぐろ漁業承認申請等に必要書類の一覧表

		様式 <sup>※1</sup>			旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号			
変更申請	承認証の記載事項 <sup>※2</sup> に変更がない場合	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正（承認証は交付しない）。
	変更がある場合	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規（者も船も変わる） <sup>※3</sup>	○	○	△	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書

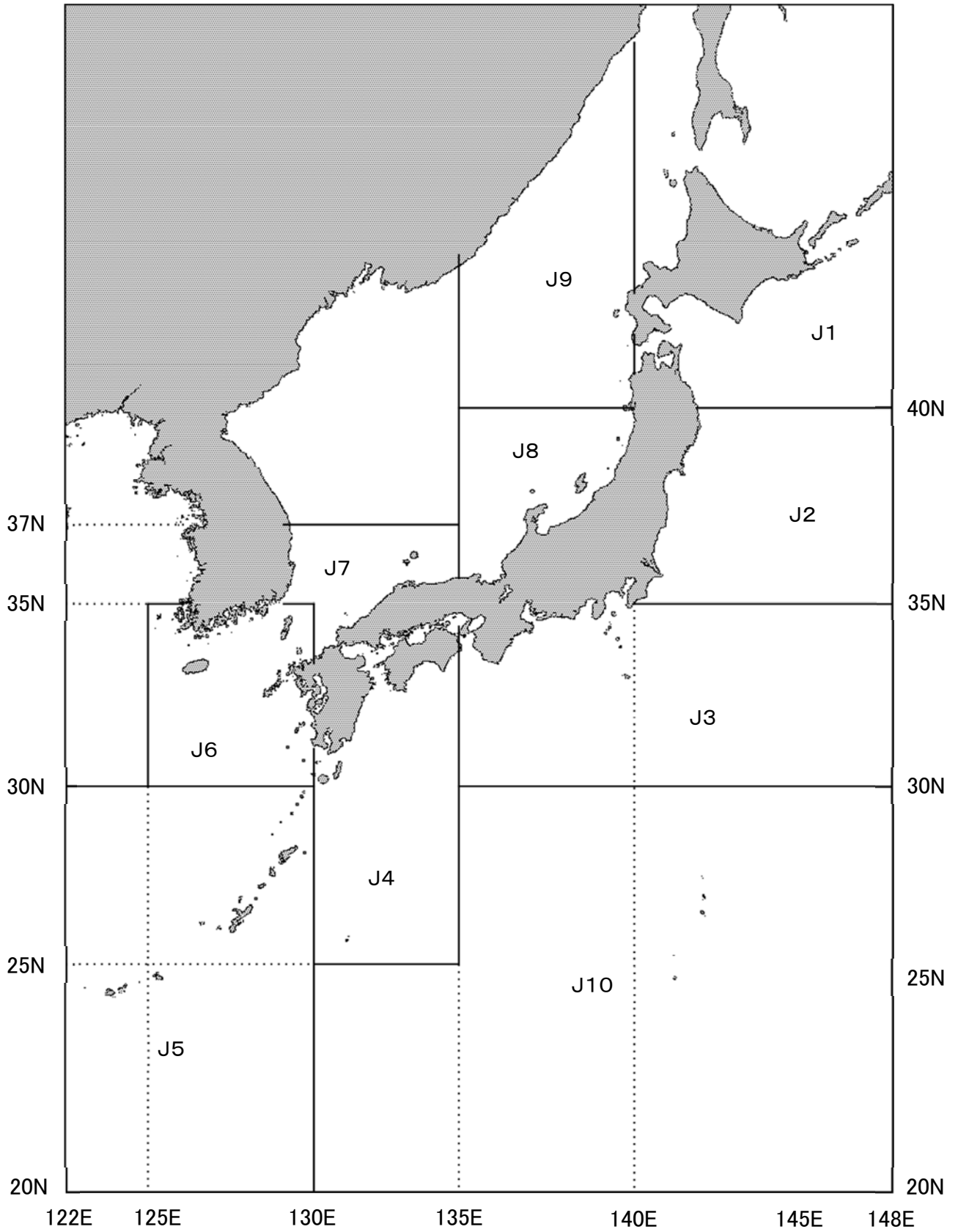
※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3 委員会指示の4の(5)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

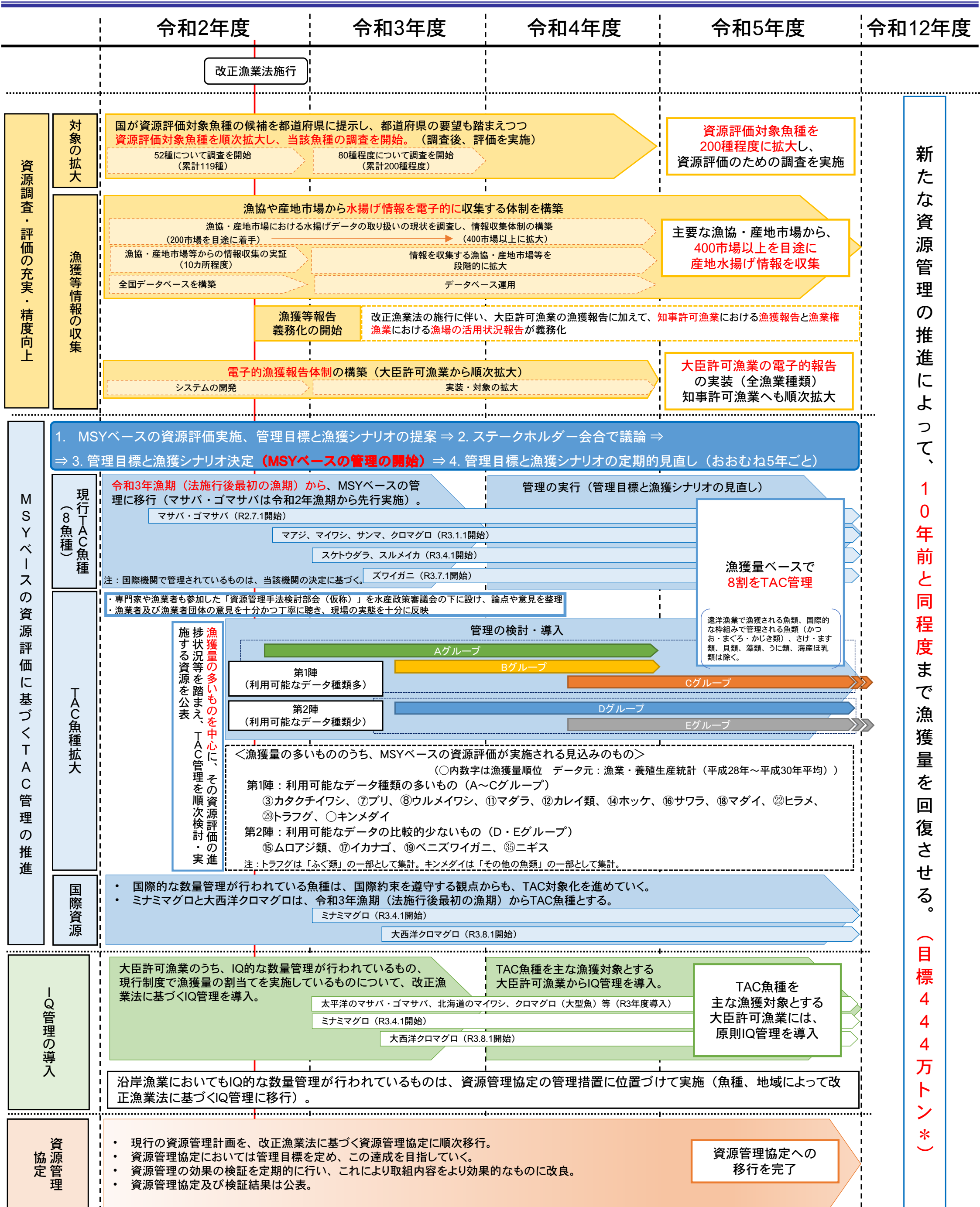
- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和3年4月1日～令和5年3月31日とする（変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない）。ただし、廃業見合新規（委員会指示の4の(5)の規定による申請を含む。）の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号（再交付申請書）を添付する。



(別図)



# 新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。

\*農林水産部(第28回)「農林水産政策改革の進捗状況」

# 新たな資源管理について

---

令和2年9月  
水産庁

# 新たな資源管理の流れ

## 【 資源調査 】

(行政機関／研究機関／漁業者)

### ○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ 漁獲情報（漁獲量、努力量等）
- ・ 漁獲物の測定（体長・体重組成等）

### ○調査船による調査

- ・ 海洋観測（水温・塩分・海流等）
- ・ 仔稚魚調査（資源の発生状況等）等

### ○海洋環境と資源変動の関係説明

- ・ 最新の技術を活用した、生産力の基礎となるプランクトンの発生状況把握
- ・ 海洋環境と資源変動の因果関係説明に向けた解析

### ○操業・漁場環境情報の収集強化

- ・ 操業場所・時期
- ・ 魚群反応、水温、塩分等

## 【 資源評価 】

(研究機関)

行政機関から独立して実施

### ○資源評価結果（毎年）

- ・ 資源量
- ・ 漁獲の強さ
- ・ 神戸チャート（※） など

※ 資源水準と漁獲圧力について、最大持続生産量を達成する水準と比較した形で過去から現在までの推移を表示したもの

### ○資源管理目標等の検討材料（設定・更新時）

1. 資源管理目標の案
2. 目標とする資源水準までの達成期間、毎年の資源量や漁獲量等の推移（複数の漁獲シナリオ案を提示）

## 【 資源管理目標 】

(行政機関)

関係者に説明

1. ①最大持続生産量を達成する資源水準の値（目標管理基準値）  
②乱かくを未然に防止するための値（限界管理基準値）
2. その他の目標となる値（1. を定めることができないとき）

## 【 漁獲管理規則（漁獲シナリオ） 】

(行政機関)

関係者の意見を聴く

## 【 操業（データ収集） 】

(漁業者)

### ○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ ICTを活用した情報収集



## 【 管理措置 】

関係者の意見を聴く

### TAC・IQ

- ・ TACは資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内で設定
- ・ 漁獲の実態を踏まえ、実行上の柔軟性を確保
- ・ 準備が整った区分からIQを実施

### 資源管理協定

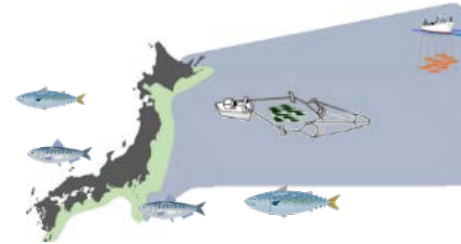
- ・ 自主的管理の内容は、資源管理協定として、都道府県知事の認定を受ける。
- ・ 資源評価の結果と取組内容の公表を通じ管理目標の達成を目指す。

# 資源調査・評価の充実（資源評価対象魚種の拡大）

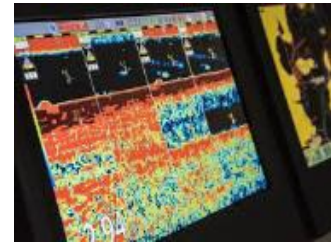
- これまで、資源評価は、50種（平成30年度。現行T A C魚種を含む。国際資源であるサンマとクロマグロを除く。）を対象に実施してきた。
- 改正漁業法は、「農林水産大臣は、資源評価を行うに当たっては、全ての種類の水産資源について評価を行うよう努めるものとする」と規定（法第9条第4項）。
- これを受け、令和5年度までに資源評価対象魚種を200種程度に拡大し、それ以降もデータの蓄積と資源評価精度の向上を図る。（参考：米国は479資源、EUは226資源を評価）

## ＜資源評価を行う水産資源の条件＞

1. これまでは、広域に分布するものを中心として資源評価を実施。
2. 今後は、以下の条件に合うものから順次調査・評価を開始していく。
  - ① 都道府県から要望を受けた水産資源
  - ② 大臣許可漁業の対象水産資源
  - ③ 広域で漁獲されている水産資源
  - ④ 広域で種苗放流されている水産資源
  - ⑤ 一般に流通している水産資源
  - ⑥ 資源評価に利用できる情報の収集が見込まれる水産資源



トロール調査

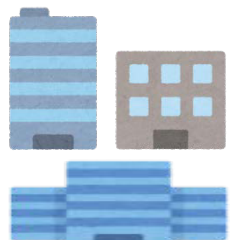


魚群探知機調査



調査船調査

都道府県研究機関



水研機構支所

水産資源研究センター



大学等  
研究機関



29

水産資源研究センター（水研機構）と都道府県研究機関や大学等との連携を強化



無人調査機  
（ROV・AUV等）

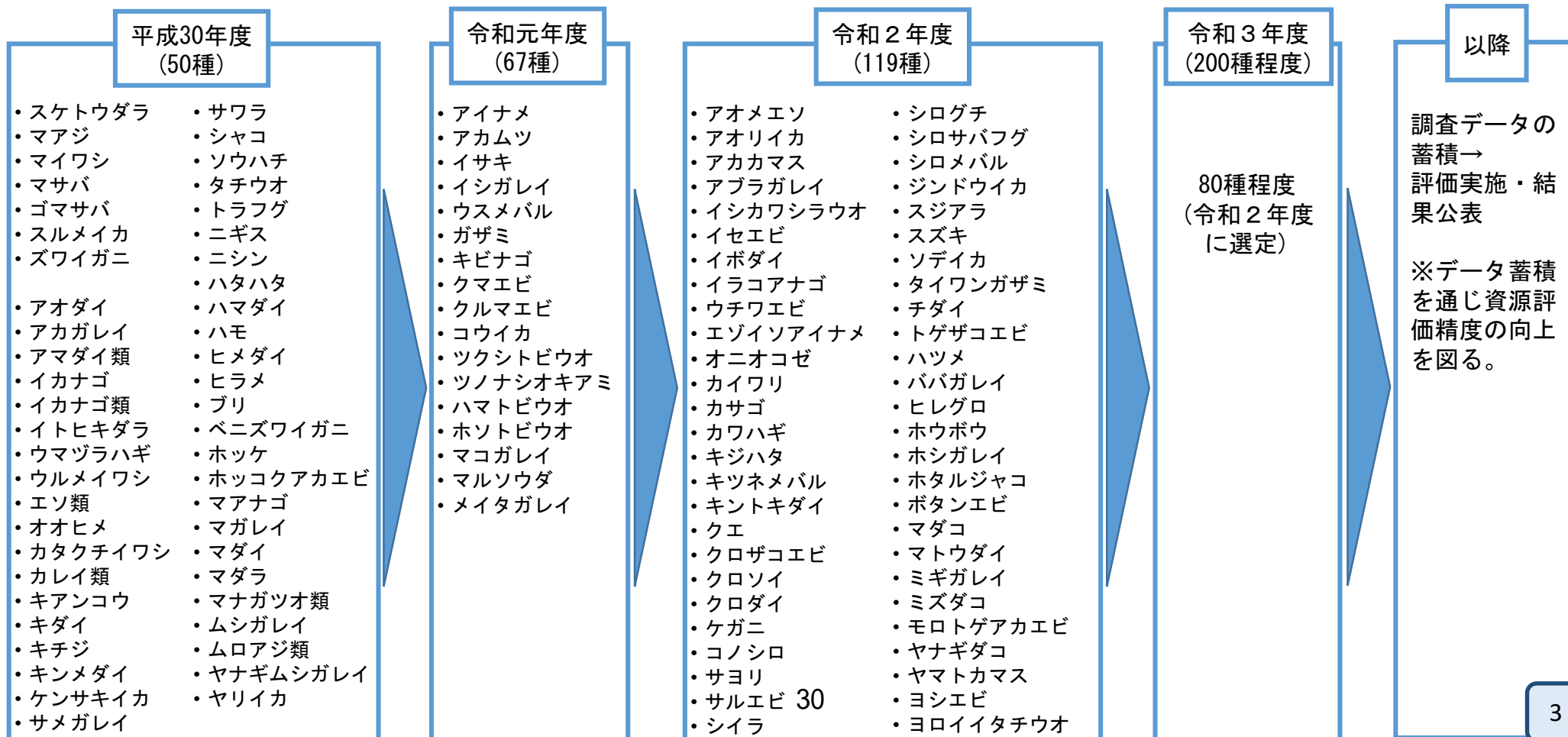


市場調査

# 資源調査・評価の充実（資源評価対象魚種の拡大） - 続き -

- 令和元年度は、これまで県が主体となり実施していた水産資源のうち、平成30年度の資源評価対象魚種に含まれない17種を加え、資源評価対象魚種を67種に拡大。
- 令和2年度は、①県から要望を受けた31種、②大臣許可漁業の主な対象である15種、④広域で種苗放流されている6種の合計52種について調査を開始し、119種に拡大。
- 令和3年度は、条件に合う水産資源の中から、80種程度を選定、調査を開始し、200種程度に拡大。

## 【資源評価対象魚種の拡大スケジュール】



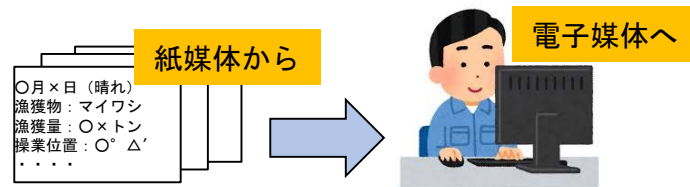
# 資源調査・評価のため漁獲情報等の収集

- 漁獲情報の収集は、「資源量」と「漁獲の強さ」の客観的な説明、環境変動による資源変動の兆候の把握、取組状況のモニタリングなど、資源評価・資源管理双方にとって重要。
- 漁獲情報等の収集拡大のため、次の措置を講じることとしている。
  - ①改正漁業法においては、大臣許可漁業に加え、知事許可漁業にも漁獲実績報告を義務付けるとともに、漁業権漁業についても資源管理や漁場利用の状況報告を義務化することとし、漁獲情報等のデータ量を拡大（漁業の実態に応じて過度な負担とならないよう留意）
  - ②大臣許可漁業については、現在の漁獲成績報告書を電子化し、リアルタイムの報告を可能とする体制を構築
  - ③主要な漁協・産地市場から、400市場以上を目途に水揚げ情報を電子的に収集し、資源調査・評価に活用できる体制を構築

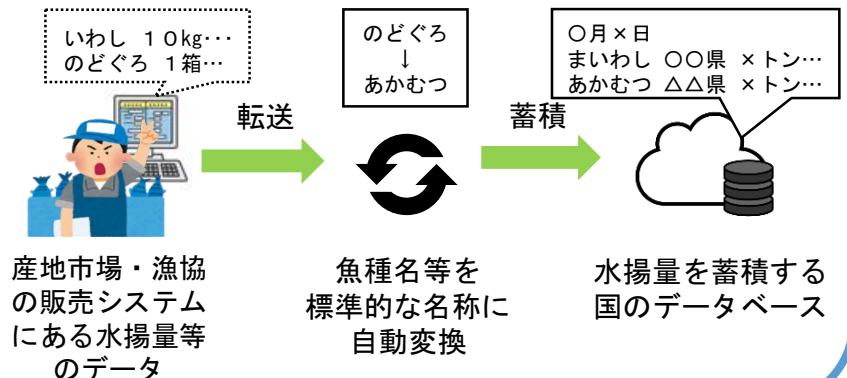
## 【取組の具体的なイメージ】

### 電子漁獲報告の実装、普及

- 大臣許可漁業（大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、北太平洋さんま漁業など）を営む者は、現在、漁獲成績報告書の提出が義務
- 電子による漁獲報告のためのシステム改修を行うとともに、順次、これらを営む漁業者に対しその実装と普及を推進



### 産地市場・漁協からの水揚げ情報の迅速な収集



# MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（現行TAC魚種）

- 改正漁業法は、資源管理はTACによる管理を行うことを基本とすると規定（第8条第1項）。
- 現行TAC魚種（8魚種）については、以下のプロセスにより令和3年漁期から最大持続生産量（MSY）ベースの管理へ移行する（サバ類については先行的に令和2年漁期から実施）※。

※ 国際機関で管理されているものは、当該機関の決定に基づく。

## 【資源管理の流れ】

1 水研機構は、資源ごとに、

- ① MSYを達成するために必要な「資源量」と「漁獲の強さ」を算出し、
- ② それらと現在の「資源量」と「漁獲の強さ」を比較した評価（神戸チャート）を行うとともに、
- ③ MSYを達成させるための管理方法の検討を行う材料（資源管理目標と漁獲シナリオ）を提供

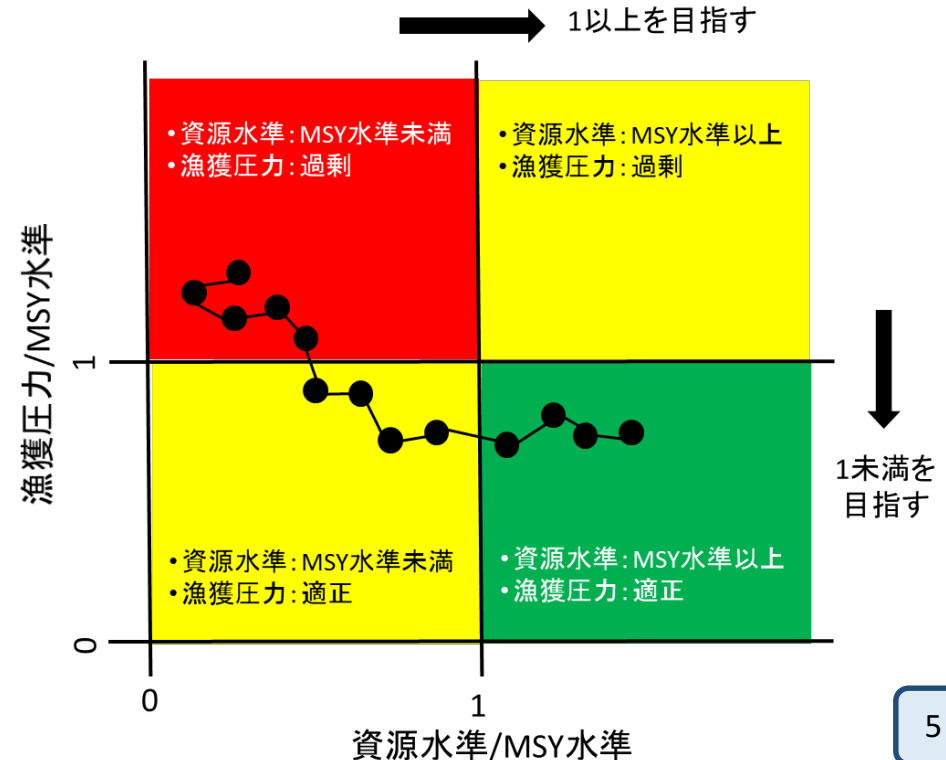
2 ステークホルダー会合の結果を踏まえ、資源管理目標と漁獲シナリオを決定

3 資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内でTACを設定

## 【神戸チャート\*】

我が国の資源評価は、従来は資源量だけだったが、漁獲の強さに加え、最大持続生産量を達成する水準との関係を図示したものが神戸チャート。

\* 資源の状態と漁業の状態の過去からの推移を分かりやすく可視化するために作成されたグラフ。この名称は、2007年に神戸で開催された「第1回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合」に由来。





# MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（TAC魚種拡大①）

- TAC魚種は、漁業種類別・海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTAC対象に取り込むこと（「水産政策の改革について」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部決定「農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂）」）となっており、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めていく。
- このため、現行TAC8魚種に加え、漁獲量の多いものを中心に、資源調査・評価の進捗を踏まえ、優先的にMSYベースの資源評価に取組みTAC管理を行う資源を定めていく（令和5年度中を目途に、漁獲量ベースで8割がTAC管理に）。

【参考2：漁獲量順位表(H28～H30平均)】

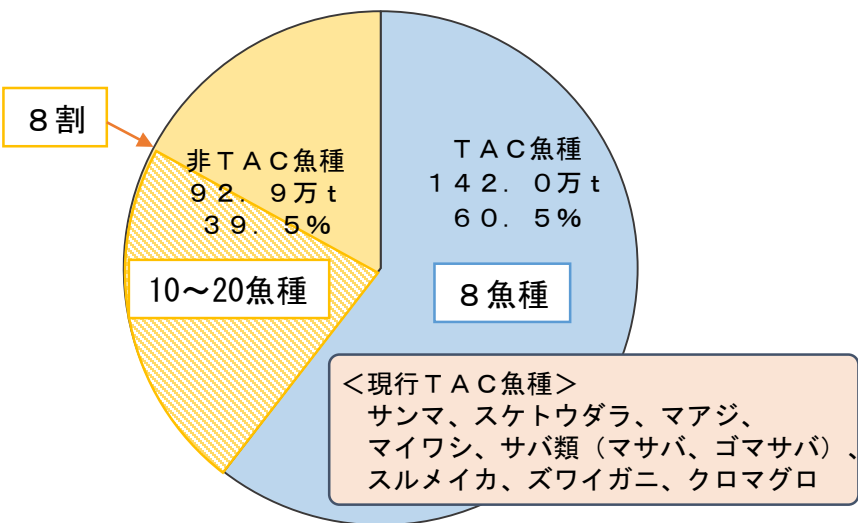
	魚種	漁獲量 (t)	比率	累計		魚種	漁獲量 (t)	比率	累計
1	さば類★	520,743	22.2%	22.2%	19	べにずわいがに	15,112	0.6%	86.4%
2	まいわし★	466,844	19.9%	42.0%	20	おきあみ類	14,651	0.6%	87.0%
3	かたくちいわし	142,704	6.1%	48.1%	21	にしん	9,795	0.4%	87.4%
4	すけとうだら★	130,335	5.5%	53.7%	22	ひらめ	6,886	0.3%	87.7%
5	まあじ★	129,398	5.5%	59.2%	23	すずき類	6,654	0.3%	88.0%
6	さんま★	108,854	4.6%	63.8%	24	たちうお	6,648	0.3%	88.3%
7	ぶり類	108,147	4.6%	68.4%	25	さめ類	6,214	0.3%	88.5%
8	うるめいわし	74,885	3.2%	71.6%	26	はたはた	6,146	0.3%	88.8%
9	するめいか★	60,195	2.6%	74.2%	27	ちだい・きだい	4,961	0.2%	89.0%
10	しらす	54,849	2.3%	76.5%	28	このしろ	4,882	0.2%	89.2%
11	まだら	46,308	2.0%	78.5%	29	ふぐ類	4,774	0.2%	89.4%
12	かれい類	41,872	1.8%	80.2%	30	あかいが	4,181	0.2%	89.6%
13	たこ類	36,097	1.5%	81.8%	31	ずわいがに★	4,104	0.2%	89.8%
14	ほっけ	22,946	1.0%	82.8%	32	いさき	3,907	0.2%	89.9%
15	むろあじ類	21,359	0.9%	83.7%	33	あなご類	3,506	0.1%	90.1%
16	さわら類	17,059	0.7%	84.4%	34	くろだい・へだい	3,029	0.1%	90.2%
17	いかなご	15,850	0.7%	85.1%	35	にぎす類	2,902	0.1%	90.3%
18	まだい33	15,287	0.7%	85.7%					

※現行TAC魚種は黄色ハイライト・星印

＜漁業法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議＞

漁獲可能量及び漁獲割当割合の設定等に当たっては、漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映するものとする。

【参考1：漁獲量における現行TAC魚種の割合】  
(H28～H30平均)



※ データ元：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」  
※ 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

# MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（TAC魚種拡大②）

- 漁獲量の多いものの中には、沿岸漁業、特に定置網漁業や底びき網漁業で多く漁獲されるものが含まれており、数量管理の導入に当たっては、想定外の大量来遊による漁獲の積み上がり等への対応や迅速な漁獲量の収集体制の整備などの課題の検討が必要となる。
- このため、新たなTAC管理対象候補資源については、現場の漁業者の意見を十分に聴き、必要な意見交換を行うこととし、専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会（仮称）」を水産政策審議会の下に設け、資源評価結果や水産庁が検討している内容について報告し、水産資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場等の意見を踏まえて論点や意見の整理をする。
- 同部会での整理を踏まえ、「資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）」を開催する。

## 検討の進め方

- TAC管理を検討する際には、MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の揃い、資源評価体制が整っている資源を「第1陣」とする。また、MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の少ない資源を「第2陣」とする。
- 下記の漁獲量の多いもののうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのものから、順次検討を開始する。この場合、漁業の実態を踏まえた実行可能性も考慮することとし、関係者との丁寧な意見交換を踏まえながら、TACによる資源管理の開始を目指していく。

第1陣：MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の揃い  
資源評価体制が整っている資源

第2陣：MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の少ない資源

資源ごとに ①MSYベースの資源評価と管理目標と漁獲シナリオの提案  
②上記部会での整理も踏まえ、ステークホルダー会合での意見交換の実施（その際、適切な管理手法も併せて検討）

令和2年度 特に資源評価体制が充実している資源から、可能なものについて、神戸チャートを公表

令和3年度 特に資源評価体制が充実している資源

令和4年度 上記以外の資源

令和3年度

～

令和4年度

- ① 第1陣で先行的に検討を開始する資源に関連する資源や、限られた漁業種類において混獲ではなく主たる対象魚として漁獲されるもの
- ② 上記以外の資源

## TACによる資源管理の開始

令和3年度～5年度

令和5年度

漁獲量の多いものうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの（○内の数字は漁獲量の順位（平成28年～30年の平均漁獲量））

第1陣 ③カタクチイワシ、⑦ブリ、⑧ウルメイワシ、⑪マダラ、⑫カレイ類（ソウハチ、ムシガレイ、ヤナギムシガレイ、サメガレイ、アカガレイ、マガレイ）、⑭ホッケ、⑯サワラ、⑱マダイ、⑳ヒラメ、㉑トラフグ、○キンメダイ

第2陣 ⑮ムロアジ類、⑰イカナゴ、⑲ベニズワイガニ、⑳ニギス 34

注：トラフグは「ふぐ類」の一部、キンメダイは「その他の魚類」の一部として集計。

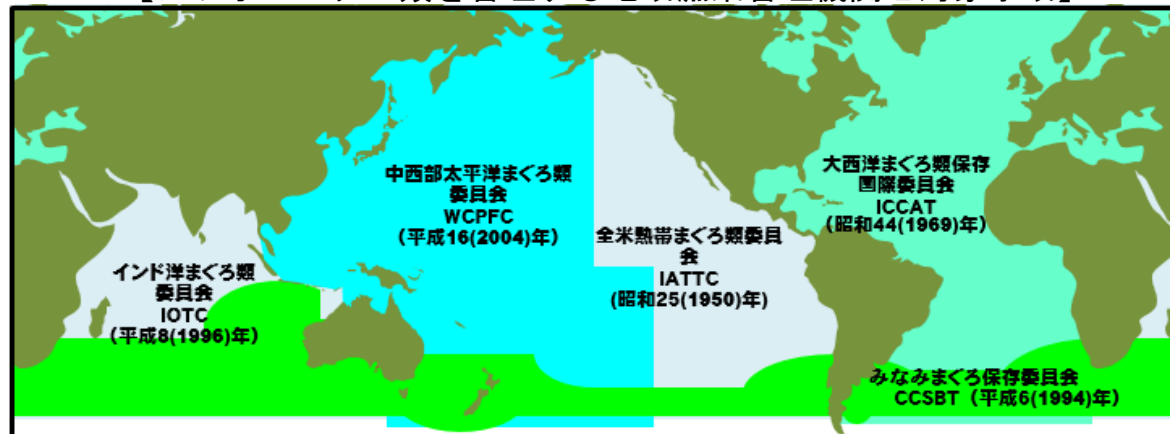
# MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（国際資源）

- 国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源（国際資源）のうち、我が国を対象とした数量管理が導入されているもの（ミナミマグロ、大西洋クロマグロなど）については、令和2年度から、国際約束を遵守する観点からも、TAC対象化を進めていく。

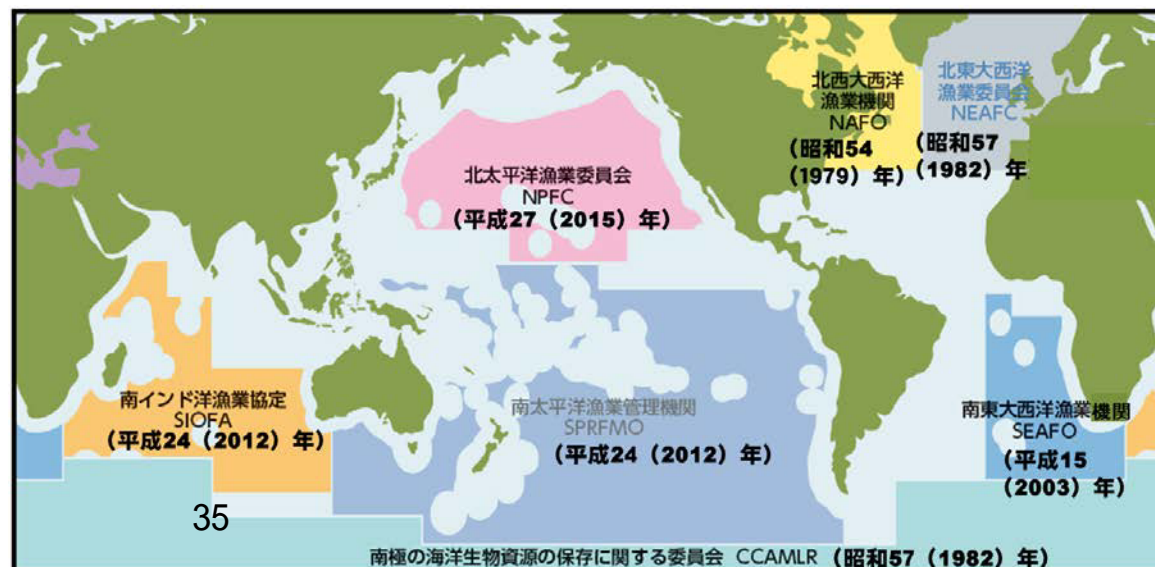
第13条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めるに当たっては、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。以下この条及び第52条第2項において「国際的な枠組み」という。）において行われた資源評価を考慮しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めようとするときは、国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理の目標その他の資源管理に関する事項を考慮しなければならない。

【カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域】



【カツオ・マグロ類以外の資源を管理する主な地域漁業管理機関と対象水域】



# I Q管理の導入

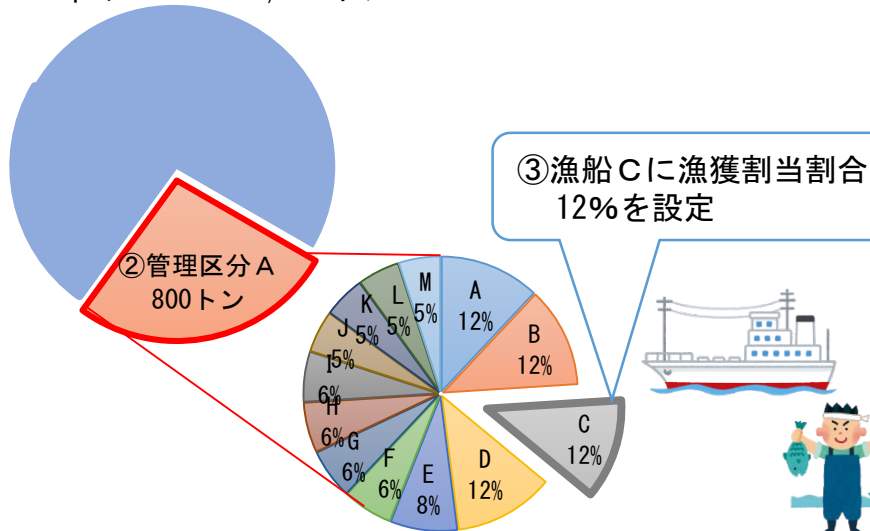
- 改正漁業法は、T A Cによる管理は漁獲割当て（I Q）により行うことを基本とすると規定（第8条第2項・第3項）。
- このため、大臣許可漁業については、
  - ① 現在I Q的管理が行われているもの、現行制度で漁獲量の割当てを実施しているものについて、改正漁業法に基づくI Q管理を導入する。
  - ② 令和5年度までに、T A C魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にI Q管理を原則導入する。
- 沿岸漁業においてもI Q的な数量管理が行われているものについては、資源管理協定の管理措置に位置づけるとともに、T A C魚種については、魚種、地域によって改正漁業法に基づくI Q管理への移行を目指す。

第8条第2項 漁獲可能量による管理は、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行うものとする。

同第3項 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等（船舶その他の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備をいう。以下同じ。）ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること（以下この章及び第43条において「漁獲割当て」という。）により行うことを基本とする。

## 漁獲割当て割合の設定（有効期間は5年間が基本）

①20XX年のT A C：3,000トン



## 年次漁獲割当量の設定（管理年度ごと）

①20XX年のT A C：3,000トン

②管理区分Aへの配分量：800トン

$800 \times 12\%$

③漁船Cの漁獲割当て割合：12%

漁船Cの20XX年の年次漁獲割当量（I Q）：96トン

# 新たな資源管理システムにおける管理手法①

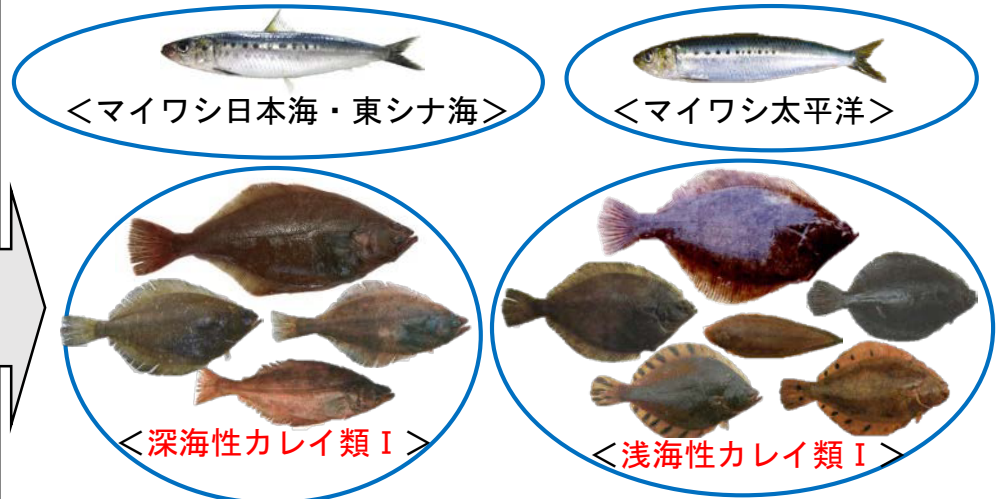
## [TAC魚種の指定]

- TACによる管理を行う水産資源は、「特定水産資源（TAC魚種）」に指定する。
  - ◎ 通常の場合は、1魚種1系群が1つのTAC魚種となる。（例：マイワシ太平洋）
  - ◎ ただし、底びき網漁業などにより多数の類似種が一度に漁獲される場合には、複数の魚種・系群を一括りにして1つのTAC魚種（例：深海性カレイ類Ⅰ、深海性カレイ類Ⅱ、…、浅海性カレイ類Ⅰ、…）とする方向も検討可能。

## [TACの数量の設定]

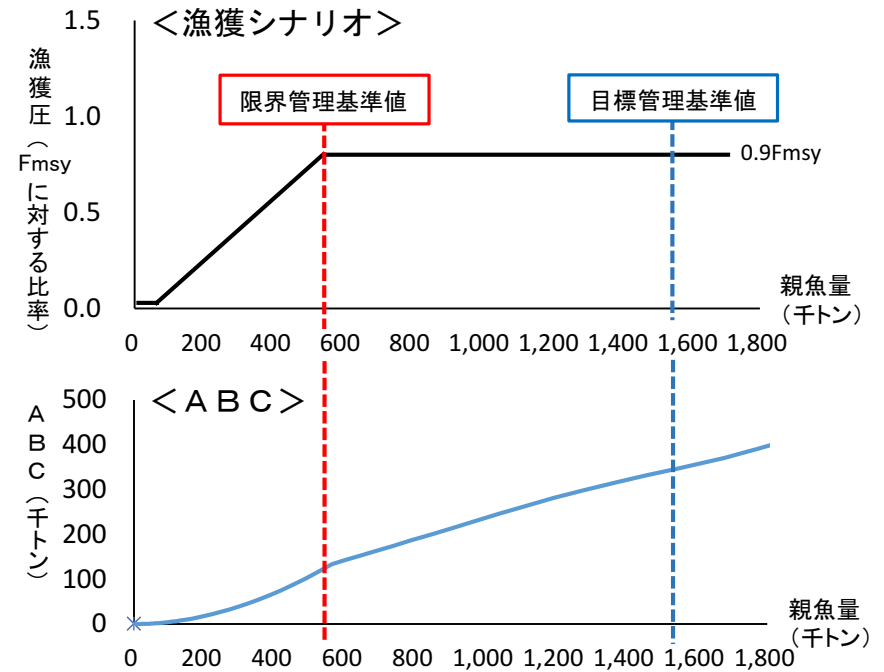
- TACは、資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定した生物学的許容漁獲量（ABC）の範囲内で設定する（これまでのTAC管理と同じ）。

## 【TAC魚種の指定（例）】



参照：わが国周辺の水産資源の現状を知るために <http://abchan.fra.go.jp/index.html>  
 岩手県水産技術センターWeb魚類図鑑 [https://www2.suigi.pref.iwate.jp/others\\_log/reference](https://www2.suigi.pref.iwate.jp/others_log/reference)

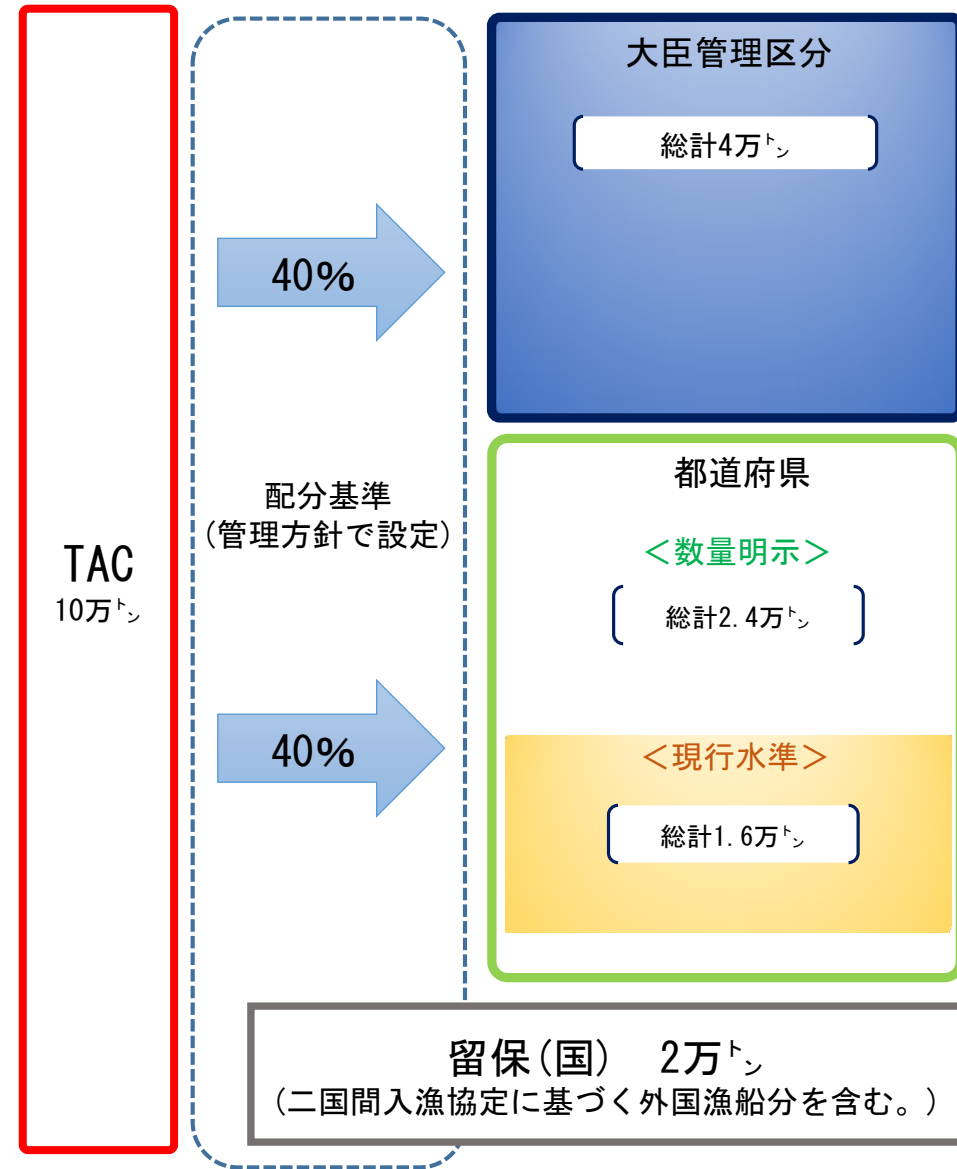
## 【資源量、漁獲シナリオ、ABCの関係（イメージ）】



## 新たな資源管理システムにおける管理手法②

### [管理区分ごとのTACの配分]

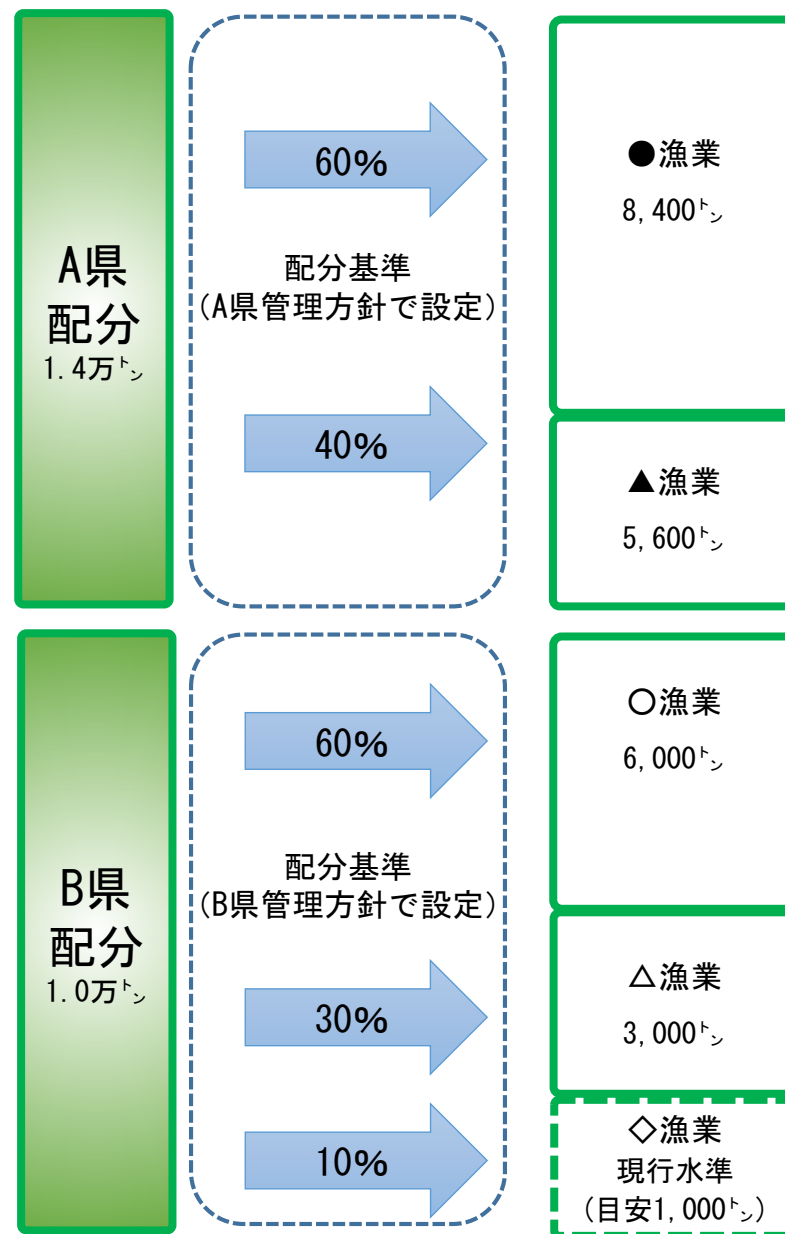
- 設定されたTACは、大臣管理区分と都道府県へ配分する。
  - ◎ 配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、漁業の実態その他の事情を勘案して、TAC魚種ごとに資源管理基本方針に定める。
  - ◎ 漁獲量の比較的多い都道府県には数量を明示して配分する。漁獲量の比較的小さい都道府県には、配分数量を明示せず、「現行水準」とする。（目安とする数量は示す。）
- TAC超過防止のためのセーフティーネット又は想定外の大量の来遊等に対する数量超過のリスク低減措置として、必要に応じ「留保枠」を設定し、国で管理する。
  - ◎ 留保枠からの配分の条件はTAC魚種ごとに決定する。
  - ◎ 二国間入漁協定により、外国漁船に割り当てる数量も留保枠に含める。



# 新たな資源管理システムにおける管理手法③

## [都道府県内の配分]

- 各都道府県に配分された数量は、都道府県の資源管理方針に定める基準に即して、都道府県が定める管理区分へ配分される。
- 数量配分された都道府県においても、一部の管理区分を「現行水準」管理とすることが可能。なお、このように設定する場合の基準は明示することが必要。



※県の内枠として留保枠を設定することも可能。

# 新たな資源管理システムにおける管理手法④

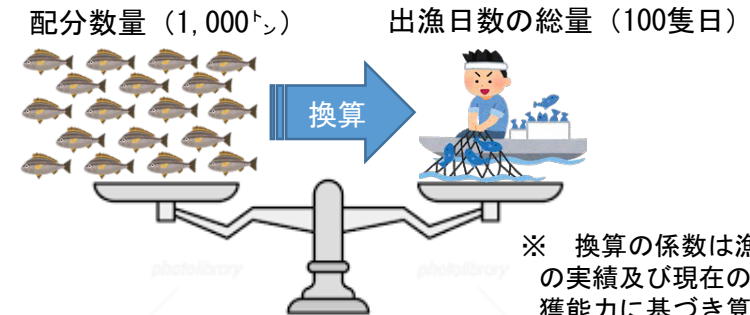
## [配分数量が明示された場合の管理手法]

- 漁獲量を管理する手法は、管理区分ごとに資源管理基本方針／都道府県資源管理方針において以下のいずれかを定める。
  - ① IQによる管理
  - ② (①の管理を行う準備が整っていない場合) 漁獲量の総量による管理
  - ③ (資源の特性及び採捕の実態を勘案して、②の管理を行うことが適当でないと認められる場合) 配分数量を出漁日数などの漁獲努力量へ換算、その総量による管理 (漁獲努力量管理)

## [数量の移転・融通]

- IQによる管理を行う管理区分においては、農林水産大臣／都道府県知事の承認を得て、漁業者間で年次漁獲割当量の移転が可能。
- 漁獲量の総量による管理区分においては、
  - ◎ 都道府県内の管理区分間の数量の融通が可能。
  - ◎ 都道府県間や大臣管理区分と都道府県間の融通も可能。

## 【漁獲努力量算定のイメージ】



※ 換算の係数は漁獲の実績及び現在の漁獲能力に基づき算定し、定期的に見直し。

## 【年次漁獲割当量移転のイメージ】

漁業者・漁船	年次漁獲割当量 (当初)	年度途中漁獲状況	今後の操業見込み	移転手続 (大臣・知事の承認)	年次漁獲割当量 (移転後)
A・a丸	70ト	69ト	操業継続を希望	+15ト	85ト
B・b丸	70ト	50ト	残り10ト程度で終了	▲10ト	60ト
C・c丸	70ト	65ト	操業終了	▲5ト	65ト

## 【数量の融通のイメージ】

管理区分	当初	年度途中漁獲状況	今後の操業見込み	融通	変更後
A管理区分	5,000ト	4,400ト	漁期終了	△500ト	4,500ト
B管理区分	3,000ト	2,900ト	漁期は継続見込み	+500ト	3,500ト



# 新たな資源管理システムにおける管理手法⑤

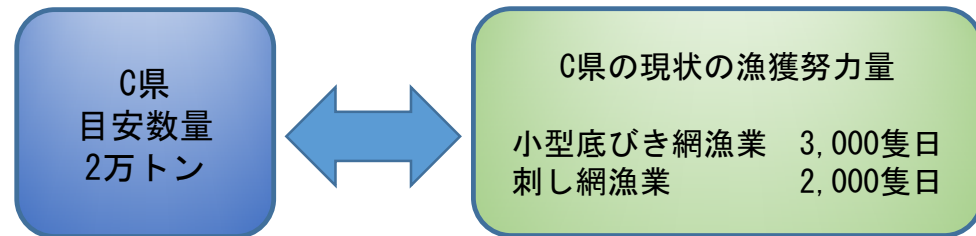
## [配分数量が明示されない場合の管理手法]

- 「現行水準」とされた管理区分においては、目安として示された数量（以下「目安数量」という。）を、漁獲努力量（出漁日数など）を現状以下に抑えることにより管理。
  - ◎ 漁獲努力量が現状を超えるような場合には注意喚起を行う。
  - ◎ 漁獲量が目安数量を大幅に超えるような場合には指導を行う。

## [T A C魚種における漁業者自らの取組との関係]

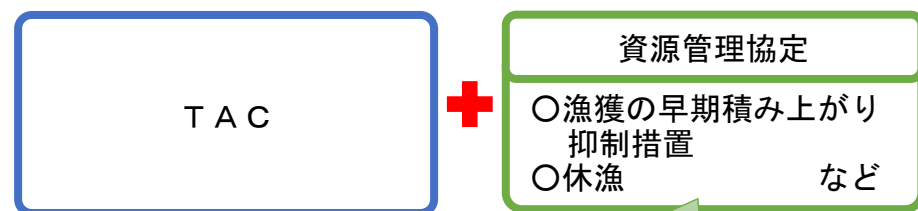
- 自主的な資源管理を実践する「資源管理計画」については、改正漁業法に基づく「資源管理協定」に順次移行し、漁獲の早期積み上がり抑制措置や休漁など、T A Cの全体管理に効果的な資源管理の取組を推進する。

## 【「現行水準」管理のイメージ】



漁獲量	小型底びき網の漁獲努力量	対応
20,000トン未満	3,000隻日未満	特になし
20,000トン未満	3,000隻日以上	注意喚起
20,000トン以上	3,000隻日未満	指導を実施 ・混獲回避措置の実施 ・目的とする操業の回避 ・他の魚種を目的とする漁場への移動 など (翌年以降の漁獲努力量を再検討)
20,000トン以上	3,000隻日以上	上記よりも強い指導を実施

## 【T A C魚種における漁業者自らの取組との関係のイメージ】

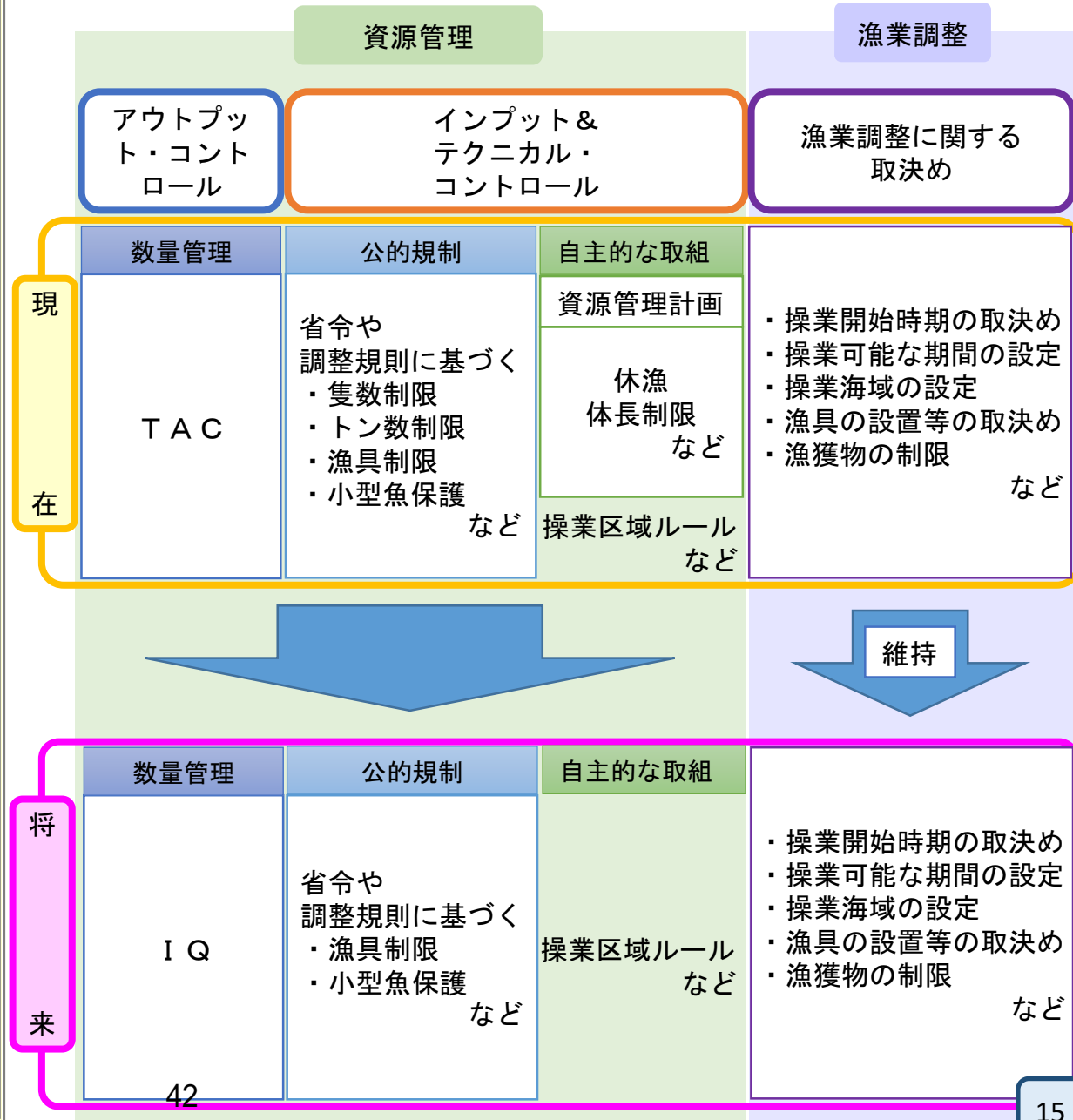


T A C管理に効果的な資源管理の取組

# 新たな資源管理システムにおける管理手法⑥

## [IQを導入した資源管理の全体像]

- TAC魚種を漁獲する漁業においては、TAC管理を行いつつ、操業の秩序を守る観点からも、許可制度等の公的規制や漁業者が策定し、行政機関の確認を受けた「資源管理計画」を通じたインプット・コントロールやテクニカル・コントロールを従来より行ってきた。
- 改正漁業法は、TAC管理はIQにより行うことを基本とすると規定。IQの導入により、確実な数量管理が可能となるとともに、先獲り競争を防ぎ、漁獲物のサイズを選んだ操業ができるというメリットがある。
- IQに移行した魚種については、資源管理の側面からは、細かなルールは不要となるが、沿岸漁業者との漁場利用に関する紛争防止などを定めた漁業調整に関する取決めは、引き続き必要。
- IQによる管理を行う漁業者は、漁業収入安定対策に加入できることとする。

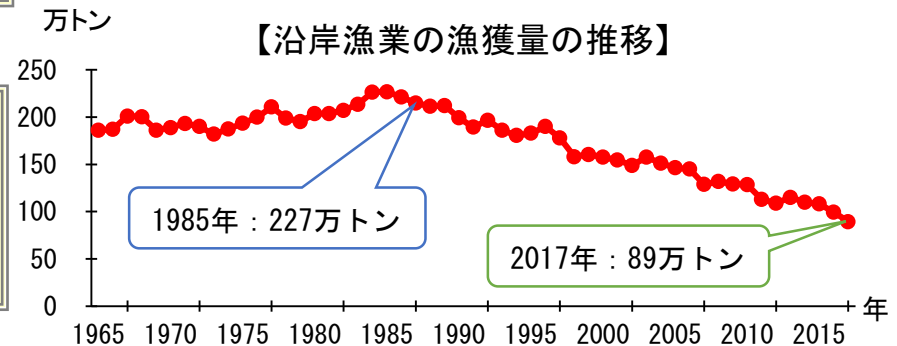
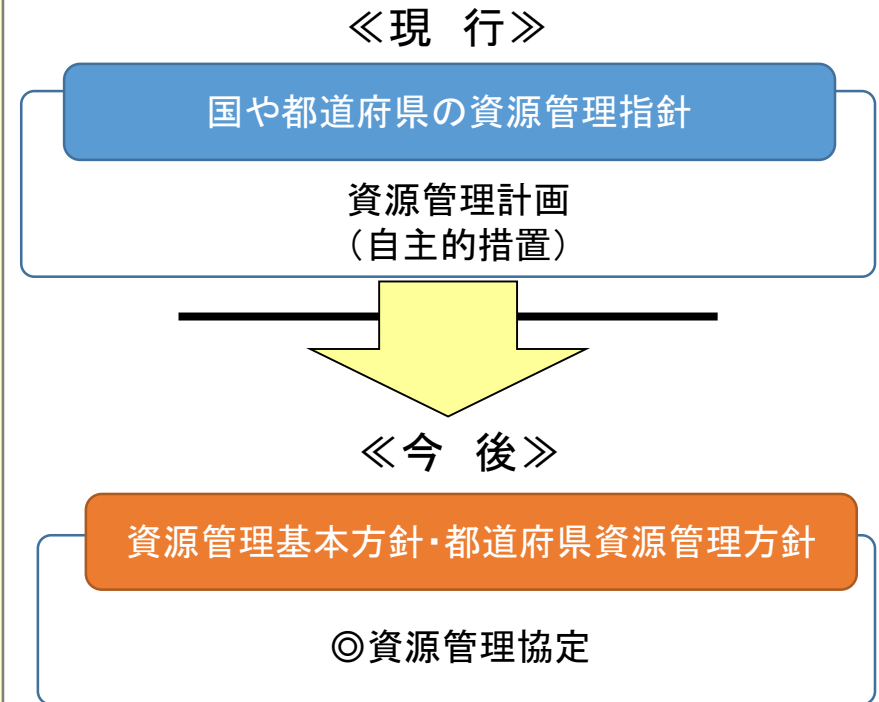


# 新たな資源管理システムにおける自主的な管理①

## [これまでの自主的な管理と今後]

- これまで自主的な資源管理の取組については、国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、これに基づき、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する体制をとってきた。
- 改正漁業法においては、公的規制か自主的管理かを問わず、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとした。
- 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的取組の組み合わせによる資源管理推進の枠組みは今後も存続することとし、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することとする（移行完了後、資源管理指針・計画体制は廃止）。
- 特に沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより、実態に即した形で様々な自主的な管理が行われてきており、新たな枠組みにおいても引き続き重要な役割を担う。

- 沿岸漁業においては、TAC魚種以外の水産資源（非TAC魚種）の漁獲は量で約6割、生産額で約8割を占めており、生産量は漸減傾向にあることから、効果的な資源管理の取組は急務。



注：2010年に統計区分が変更され、以降、10トン未満の小型底曳き網漁業や沿岸いか釣り漁業などの沿岸漁業の一部の数量が含まれていないことに留意。  
(出典) 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

# 新たな資源管理システムにおける自主的な管理②

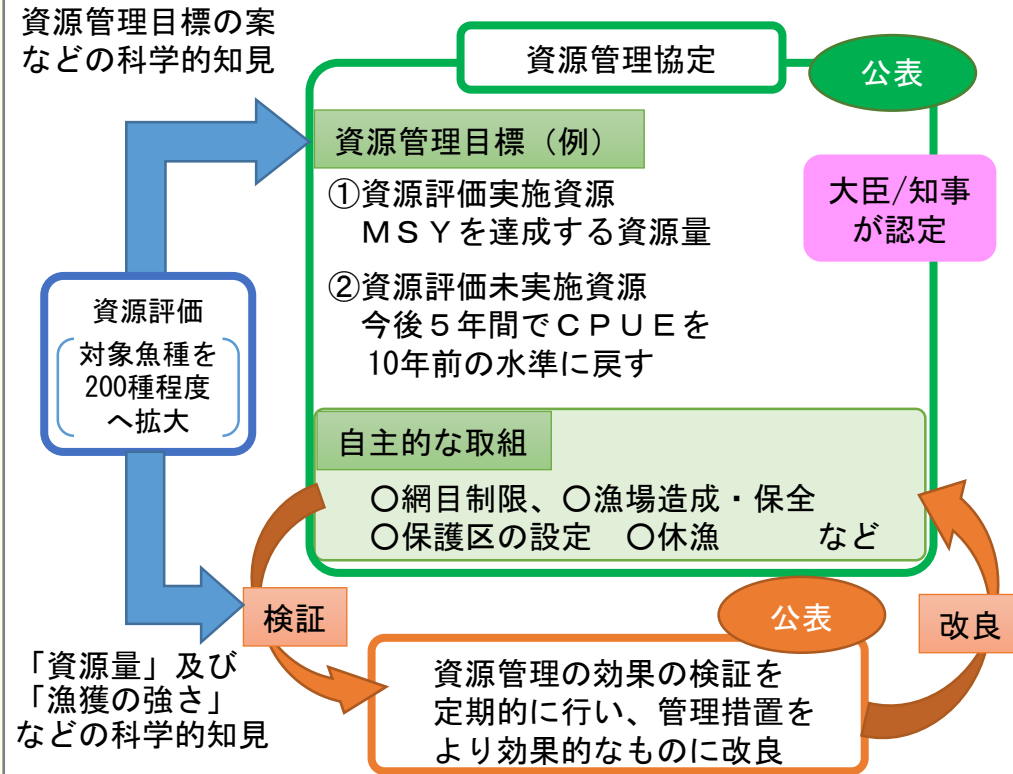
## [資源管理協定の下での資源管理の充実]

- 非TAC魚種については、漁業者による自主的な資源管理措置を定める「資源管理協定」の活用を図る。

- ① 「資源管理協定」を策定する際には、
  - ア 資源評価※対象種（令和5年度までに200種程度に拡大）については、資源評価結果に基づき、資源管理目標を設定する。  
 ※ 資源評価は、水研機構や県水試、大学等の関係研究機関が参画して実施され、様々な漁業関連データや資源調査などの科学的知見に基づく。
  - イ 資源評価が未実施のものについては、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理目標を設定する。
- ② 「資源管理協定」は農林水産大臣又は都道府県知事が認定し、公表する。
- ③ 「資源管理計画」から「資源管理協定」への移行は令和5年度までに完了する。
- ④ 資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良していく。検証結果は公表し、透明性の確保を図る。

- 「資源管理協定」に参加する漁業者は、漁業収入安定対策に加入できることとする。

## 【非TAC魚種に係る自主的な資源管理のイメージ】



# 令和3年度水産関係予算概算要求の主要事項

-コロナ禍でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築-

令和2年9月  
水産庁

(※) 各項目の下段( )内は、令和2年度当初予算額(「臨時・特別の措置」を除いた額)

## 1 新たな資源管理システムの着実な実施

### ① 資源調査・評価の充実と新たな数量管理の導入等の推進

#### ア 資源調査・評価の拡充

- 資源評価の対象魚種を令和5年度までに200種程度まで拡大するとともに、資源評価の精度向上を推進するため、漁業者の協力を得ながら行う調査船調査、市場調査、海洋観測等を拡充して実施し、水産資源研究センターと都道府県水産研究機関の連携による評価体制を確立

101億円  
(57億円)

- 水産庁漁業調査船「開洋丸」について、最新の調査機器等を導入した代船を建造

#### イ スマート水産業による漁獲情報の収集強化

- 産地市場・漁協から水揚げデータを効率的に収集し、適切な資源評価・管理を促進する体制等を構築(令和3年度に200市場を目的に体制を整備)

29億円  
(7億円)

#### ウ TAC・IQ等の数量管理の導入と漁業者の自主的管理の推進

- TAC・IQの導入に向けて、TAC管理の前提となる混獲回避等に係る技術開発や数量管理に向けた漁業者の取組を支援するとともに、資源管理計画から資源管理協定への計画的移行を推進
- TAC・IQの導入に伴い更なる操業制限を行う漁業者等による資源・漁場保全の取組を支援

22億円  
(8億円)

- ② 漁業経営安定対策の強化 701億円  
(254億円)
- ・ 資源管理を行う漁業者が安心して経営を継続できるよう、漁業収入安定対策（積立ぷらす）に係る基金を積み増すとともに、経営改善の取組を行う認定漁業者等に対する金融支援及び燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策を実施 (うち漁業収入安定対策事業)  
577億円  
(142億円)
- ※ 積立ぷらすについては、基金の執行状況に応じて、今年度中に不足があれば予備費による積み増しを行う

## 2 成長産業化に向けた重点的な支援

- ① 漁業・漁村を支える人材の育成・確保 15億円  
(7億円)
- ・ 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の若者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、地域の中核となる漁業者の経営能力の向上等を支援
- ② 沿岸漁業の競争力強化 (浜の活力再生・成長促進交付金)  
70億円  
(20億円)
- ・ 漁業所得の向上を目指す漁業者等による共同利用施設等の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携の推進など浜プランの着実な実施を推進
  - ・ 浜の構造改革に必要な漁船・漁具等のリース方式による導入を支援 (水産業成長産業化沿岸地域創出事業)  
30億円  
(100億円)
- ③ 沖合・遠洋漁業の競争力強化 85億円  
(30億円)
- ・ 高性能漁船の導入等による収益性向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効果的な導入手法等の実証の取組を推進
- ④ 養殖業の成長産業化 (養殖業成長産業化推進事業)  
3億円  
(3億円)
- ・ 養殖業成長産業化総合戦略を踏まえ、養殖生産の3要素である餌、種苗、漁場に関するボトルネックの克服等に向けた技術開発・調査を支援 (漁業構造改革総合対策事業)  
85億円の内数  
(30億円の内数)
  - ・ 大規模な沖合養殖システムを活用したマーケットイン型養殖の導入や、新技術を用いた協業化の促進等による収益性向上の実証等の取組を支援

⑤ 内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策

16億円  
(13億円)

- ・ 内水面漁業の持続的な管理の在り方の検討、ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制の構築等を支援
- ・ さけの回帰率の向上に必要な放流体制への転換、資源造成・回復効果の高い種苗生産・放流等の手法、対象種の重点化等を支援

**3 競争力のある加工・流通構造の確立**

① 水産バリューチェーンの生産性向上

18億円  
(7億円)

- ・ 生産・加工・流通・販売が連携し一体となってマーケットニーズに応えるバリューチェーンを構築するための先端技術の活用等を支援
- ・ 水産加工業者等への原材料の安定供給等のための調整保管を支援
- ・ 家庭食需要の増大等に対応するためのデリバリーやネット販売を利用した鮮魚店や流通業者等が共同して魚食を提供する仕組み作り等を支援

② 水産物の輸出力の強化

(浜の活力再生・成長促進交付金)  
70億円の内数

- ・ 水産加工施設等の整備への支援を充実させる。
- ・ 水産物等の輸出拡大に向けた食品製造事業者のHACCP（危害要因分析重要管理点）対応のための施設整備や輸出向けの施設のHACCP認定取得のための取組、生産海域等モニタリング、海外の販路開拓の強化を進めるための取組を支援
- ・ 持続可能な漁業・養殖業の認証等を進めるため、日本発の水産エコラベルの普及促進等を支援

(食料産業局計上)  
202億円の内数  
(64億円の内数)

**4 水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進**

① 水産基盤整備事業＜公共＞

868億円  
(711億円)

- ・ 産地市場の統合や養殖適地の確保等の水産改革と連動した水産基盤の整備のほか、衛生管理対策、水産資源の回復対策、漁業地域の地震・津波・台風対策、漁港施設の長寿命化対策を推進

- |   |   |
|---|---|
| <p>② 漁港の機能増進・漁村の交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、増養殖施設といった漁港施設の有効活用等に資する施設の整備等を支援するほか、漁村の交流人口の増大を見据えた対策を推進</li> </ul> | <p>(漁港機能増進事業)<br/>20億円<br/>(10億円)</p> <p>(浜の活力再生・成長促進交付金)<br/>70億円の内数<br/>(20億円の内数)</p> |
| <p>③ 農山漁村地域整備交付金&lt;公共&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付</li> </ul>                           | <p>(農村振興局計上)<br/>1,131億円の内数<br/>(943億円の内数)</p>  |

<b>5 漁業取締体制の増強、国境監視機能等の多面的機能の発揮、捕鯨対策</b>
--

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| <p>① 外国漁船対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国周辺海域での水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業等に対する漁業取締体制等を強化</li> </ul>                                 | <p>231億円<br/>(180億円)</p> |
| <p>② 水産多面的機能の発揮等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者等が行う藻場・干潟の保全や国境監視、災害対応、資源管理等に資する取組や、離島の漁業者が共同で取り組む漁場の生産力向上のための取組、有害生物・赤潮等による漁業被害防止対策等を支援</li> </ul> | <p>57億円<br/>(48億円)</p>   |
| <p>③ 捕鯨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業捕鯨の円滑な実施の確保のための実証事業、非致命的科学調査による科学的データの収集、持続的利用を支援する国との連携、非致命的科学調査の結果や鯨食普及に係る情報発信等を支援</li> </ul>             | <p>51億円<br/>(51億円)</p>   |



## 6 東日本大震災からの復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生

### ① 福島県農林水産業再生総合事業

(復興庁計上)

47億円

(47億円)

- ・ 福島県の農林水産業の再生に向けて、GAP認証の取得、海外を含む農林水産物の販路拡大と需要の喚起、高付加価値化によるブランド力の向上など、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援

### ② 復興水産加工業等販路回復促進事業

(復興庁計上)

11億円

(12億円)

- ・ 被災地の水産加工業の販路回復に必要な個別指導、セミナー等の開催、被災県産水産加工品の安全性や魅力の発信、販路回復等に必要な加工機器の整備等を支援

※ 防災・減災、国土強靱化緊急対策に係る経費や「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討